

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（4）

2. 日時：令和5年5月19日（金）12時00分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

中澤安全審査官、加藤試験炉係長、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他9名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他3名

高速炉・新型炉研究開発部門 技術主席

大洗研究所 環境技術開発センター 環境保全部 次長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）（処理場－221－1）

資料2：資料1－1別添資料（審査漏れの無いことの確認プロセス）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	では、今から録音を、はい。
0:00:04	では今から処理場普及に関するヒアリングの4回目を開催します。内容としては二つ考えておりまして一つは、従来の紙、開催の四つ趣旨でありました。第2回目の審査会合、第2回ってというのは1回目は5月30日に行いまして、
0:00:22	ここは1ヶ月後ぐらいに予定しておりますけれども、具体的な中身に入りまして第2第3点、第6件、ダイダイないし第9編の中身について、お伺いするというのもう一つは一昨日の3回目のヒアリングにおきまして、
0:00:39	対象条文の整理表における二重丸や星マークについてお伺いしたところ、これらは、事業者のQA活動において見ているということをお伺いしましたけど、
0:00:54	具体的にどういう経営活動が行われているか、また、
0:00:59	その安全施設等に関する、1義務があるのと同等の活動が行われているかということについてお伺いしたいと思います。では後者の方が全体の共通事項かと思しますのでまず後者について、
0:01:14	小穴委員、失礼しました、原科研水道から説明をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:30	発言される方は所属と名前を述べてからお願いいたします。
0:01:40	はい。原科研処理場の横堀です。今日はよろしくをお願いいたします。それでは二重丸の案件に関しまして衛藤。
0:01:51	榎湖処理場の中ですね、の品証プロセスということで、
0:01:56	こちらはですね、今画面に共有させていただいておりますけれども、高減容処理技術課の金井技術検討会という品証のプロセス会議体がございます。これは
0:02:07	前回のヒアリングでもご説明させていただきましたけれども、
0:02:11	過去の設工認というのは施設単位、
0:02:15	の設工認の中身を確認するというので、
0:02:20	こちらの会議体で確認を当時行ったものを議事録になってございます。
0:02:27	こちらの
0:02:28	令和2年の6月2日に実施をしております、
0:02:33	担当をそれぞれ加湿工業処理技術課のメンバーで、当然欠席者もおりますけれども、主要なメンバーを募って、この会議を開催して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	漏れがないというか二重マルの案件について審議確認を行ったものになっておりまして、こちらがその議事録になってございます。
0:02:58	配布したものとしましては、こちらの技術基準規則への適合性の整理表、
0:03:04	と、それから
0:03:07	過去の設工認ですね減容処理棟であればその1その2というのがありますけども、こちら、それから解体分別保管棟はその2園さんが該当しますので、
0:03:16	その設工認申請書をとそれから技術基準規則ですね、こちら、あと参考で一応水色の指針等も用意して会議を開いて審議を行っております。
0:03:31	衛藤。
0:03:32	こちらですね、二重丸、NSRRを参考としてこの整理表を処理場の方でも作成を行ってきておりまして、
0:03:41	このうち解体分別保管棟と減容処理とこれ今日ゲンヨウと解体の部分、1例でお示ししておりますけども、
0:03:48	そちらについて過去の設工認で見、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:51	要求事項を満たしているこの説明がつくもの二重丸の案件の設備機器について、担当者より説明をしまして、過去の設工認と技術基準の規則の比較を行いながら確認を行ったというプロセスを踏んでおります。
0:04:08	解体分別保管棟におきましては、
0:04:11	こちら建屋、①から④までがございますけども、
0:04:16	建屋の外部からの衝撃による損傷の防止ということでまず技術基準上の第8条の1項に該当するものですけども、
0:04:24	こちらの風台風凍結、積雪、こういったものについては、課税台風等、積雪につきましては前回ご説明の通り、設工認申請書に添付されている構造計算書ですね、増強、
0:04:39	強度計算書、こちらで風圧力を建築基準法に基づいて考慮しているということを確認しております。それから積雪につきましても、同様に構造計算書の中で、
0:04:50	積雪荷重というものをしっかり考慮しているということでこれは具体的に40センチを考慮してますけども、そういった考慮がされていることを当時の設工認申請書で確認をしていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:02	凍結に関しましては、建屋の構造を鉄筋コンクリート造を、で作られて おりますので当然凍結の影響を建屋内受けることございませんので、
0:05:13	そういった構造についての確認を行って、問題ないということを確認して いるということで判断をしたというものになっております。
0:05:22	それから、遮へいのところに関しまして第 16 条に関しましては、周辺 の空間線量率ですね、こちら線量限度を十分に下回るようというこ とで、
0:05:33	こちらについては建屋の構造のところでは遮へいに係る壁厚であったり、 床圧等をそれから遮へいの扉がついているものであったりということ でそういった構造でになっているということを確認して十分に低減でき る。
0:05:49	ものになっているということでこちらでもニジュウマル案件として判断を しております。
0:05:55	また換気設備に関しましては、第 17 条になりますけれども、漏えい及 び逆流しがたい構造ということでこちらは設工認申請書の中で、
0:06:05	フィルタユニットであったり、はダンパーですね、こちらがしっかり設 けられているということを確認することをもって逆流しがたい構造にな っていると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:14	こういうことを確認しております。
0:06:17	それから③番、解体分別保管棟に関しましては一部天井クレーン、こちらが使用する、固体廃棄設備の一つとして見ておる、天井クレーンが1個ありますので、
0:06:27	そちらは35条の散逸しがたいものということでこちらはクレーンの能力で、十分な能力を有していると。
0:06:35	いうことで判断をしたものになってございます。
0:06:40	それから、解体室の区画のところですけどもこちらも35条散逸しがたいものということで、こちらも解体室の構造の中で仕切壁を設けていたり、ステンレスのライニングが床面全体に張りめぐらされておりますのでそういったライニング。
0:06:56	あと極範囲を設置して負圧に管理するといったところで、散逸しがたいものと読めるということで判断をしたものになってございます。
0:07:05	以上が解体分別保管棟と同様に減容処理棟の方も確認を行っております、減容処理棟の方も、建屋は同様でございます。
0:07:14	それから、換気設備につきましても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	排気ブロアの報第2ダンパ、それから前段にフィルタユニットとかダンパそういったものが設けられていることを確認しております。
0:07:25	それから前処理設備のチャンバー、こちらは散逸しがたいものになりますけどもこちらはそもそもチャンバという構造を設けている部分に加えてその中を負圧に維持する構造ということが過去の設工認で読み取れ回記載がありまして、
0:07:40	そういったところから3市がたいものとして読めると。
0:07:43	ということで判断をしたものになります。
0:07:46	続いて高圧圧縮装置、こちらですれ散逸しがたいものですがこちらもやはりチャンバ構成のチャンバで設備自体が覆われていて、二重の扉であったり負圧に維持する構造、そういったものがとなっているということで、
0:08:02	こちらも散逸しがたいということで判断をしております。
0:08:06	続いて5番の金属設備、こちらにつきましても同様に散逸防止ということで火災安全かかるインターロック関係であるとか、あと系統内を負圧に維持する構造ということがしっかり書かれておりまして、
0:08:20	こういったところから、二重マルで判断をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:25	⑥番、こちらが火災防止のインターロック、こちらの⑥と⑨は一緒ですけどもこれ設備が違いますけど金属溶融設備と、⑨が焼却用設備ですけど基本同様に、
0:08:39	こういった異常な温度上昇での加熱停止とか負圧低下による加熱や廃棄物の供給停止等、そういった、
0:08:46	インターロックを設けられているということを確認しております。
0:08:50	それから⑦番で焼却処理設備、こちら散逸しがたいものは、同様にですね、インターロックのお話であったり、系統内を負圧に維持する、そういった構造を負うか記載がございます。
0:09:04	また8番でプラズマ溶融設備ですね、こちら、
0:09:07	散逸しがたいものとして同様の記載がされていると、いうことを、この会議体の中品証の中で確認をしましたので、
0:09:17	こちらは当時の判断の通り二重丸とした設備機器については設工認新たな設工認申請自体は必要ないということを確認したというような、
0:09:27	形でこういった確認をもって、
0:09:31	ニジュウマル案件として問題ないということで判断をしたというものになってございます。まずこちらからの説明は一旦以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:41	はい、ありがとうございました。
0:09:44	規制庁側から何かありますでしょうか。
0:09:49	これもある。
0:09:52	規制庁シブヤですけれども、今、大井の種類を見せていただいておりますけれども、例えばこの書類を審査会合で見せていただいて、ご説明いただくというのは可能でしょうか。
0:10:05	小ヨコボリですけれども。はい。こちらはマスクング等はしますけれども、審査会合等で開示してご説明することは可能です。
0:10:16	どうもありがとうございます。
0:10:26	はい。他に何かありますでしょうか。
0:10:29	規制庁カネコてありがとうございました。ということは中身はわかりました。
0:10:35	で今日管理施設、同席すると思えますけれども、管理施設も同様に同じようなことやってるっていう理解でいいかしら。
0:11:02	山隣接聞こえてますかー。
0:11:06	大原聞こえてますか。
0:11:08	はい、すいませんお笑いA。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:10	原野小路です。はいお笑い大笑いでもですね二重丸については既設のもので確認はしているというものでございますが、
0:11:23	同じような形ではや、
0:11:26	確認はしておりますが、ちょっと記録というところではここまでちょっと細かく記録が残っていません。
0:11:34	うん。
0:11:36	考え方は同じですか。丸野判断は、
0:11:41	考え方は同じでございます。
0:11:43	それわあ、
0:11:59	割戻こんな感じで、ここまで細かくないように資料記録は残っているんですか。
0:12:13	はい、荒井庄子です。はい。設工認の申請書という意味では審査した記録がございますので、ここまでちょっと細かい記載はございませんが全体としては確認していただいている記録がございます。
0:12:28	これはQ A活動の一環としてということですね。
0:12:33	はいそうです。
0:12:37	はい、わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:41	とですね
0:12:45	それぞれ施設が違うので一概には言えないんですけども、二重丸三角五島くう見ると、処理場に比べて大洗管理施設が20万がやたら多いんです。
0:12:56	値なので、
0:12:58	西山ルールを付したそのアウトプットだけを見ると、何か考え方が違うようにさえ思えるぐらい数が多いんですけど、
0:13:10	これ一応ちょっと
0:13:11	管理施設と処理場の方ですねお互いやってることに違いがないかどうかというのを確認することができますかね。
0:13:26	はいこちら処理場のヨコボリですけども処理場の方としましてはそちらの考え方共有はできますので、ちょっと大洗いい管理事業施設の方と確認はしたいと思います。
0:13:40	ちょっとそれ
0:13:43	ね、全部が全部じゃなくていいんですけど、サンプル的におおよそ同じことをやってるかどうかというのをちょっと早めに確認して欲しいんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:56	これまでにその大原イトウ処理場の方で意見交換をしたことってのはありますか。
0:14:07	はい。処理場ヨコボリですけども、はい意見交換等はしたことがございます。あとまた適宜電話等でもやりとりをしたりとかですねそういったことは、
0:14:18	そんな頻度は多くないですけども行っております。そうすると処理場のスタンスから見ると荒伊井がやっている内容っていうのは処理場と、
0:14:30	全く同じではないにしろ、さほど変わらないことを、をやって二重丸を付しているっていうふうに、そういう印象でいいですかね。
0:14:43	あ、はい。整理表自体の凡例の付け方とかですねその辺は同様の記載をしておりますて考え方も基本的には同じ。
0:14:56	整理はされているただちょっと、
0:14:58	施設によって大幅にいろいろ過去の設工認の状況ですとか、その辺が違うところはあるかと思っておりますし、そういったところまでちょっと、大原さんの方の状況までは把握できておりませんので、
0:15:10	その辺も違いはあるのかもしれませんが基本的考え方は同じだというふうには認識しております。わかりました。次大洗なんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:21	大洗の方に 10 割が、北野。
0:15:26	バクッとした言い方で申し訳ない全体的な話で申し訳ないんですけど、 頂上に比べて二重丸の数が非常に多いんですね。施設の違いなのか、それとも考え方の違いなのかということなんですけども。
0:15:40	何か処理場に比べてニジュウマルが一お笑いの方が多いのは、何か思い当たる節とかありますか、設備の違いで見に起因すると思われませんか。
0:15:53	はい。荒井庄子です。はい。そうですね我々としてはそんな多いと思っ てはいないんですが施設IIの違い等というふうには考えます。
0:16:06	わかりましたじゃ小原もですねちょっとヒアリングでお返せるかどうか は決まりもあれですけども、処理中から許可説明してもらったようなQ A活動の中でどういう確認をしてきたかっていうのは、
0:16:21	審査参考資料でお示しいただくことになると思いますので、書類の準備 だけお願いできますでしょうか。
0:16:30	新井荘司です。はい、了解いたしました。はい。私からは以上です。
0:16:36	議題の一番について他に何かございますでしょうか。
0:16:42	あ、処理場のヨコボリですけども、議題の一位の観点の中で前回いた だいたお話いただきました許可小、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:53	中で、整理表に記載がない、いいものを統合したりいろいろしてるという考え方を、バクッと説明しましたがけれどもそちらについてはいかがいたしましょうか。
0:17:04	ご説明できますでしょうか。いただけますでしょうか。
0:17:09	はい。
0:17:10	ボリュームが非常にこれ多くなりますので、一応代表例をちょっとまとめた資料1枚作りましてのでそちらで説明する形でもよろしいですか。  はい。それをお願いします。
0:17:22	はい、承知いたしました。
0:17:33	はいじゃあ引き続き処理場のヨコボリです。衛藤。
0:17:36	前回のヒアリングの中でお話いただきました、設置変更許可における適合性確認整理表に記載のない設備機器の整理についてということでまとめたもので、
0:17:49	ご説明させていただきます。まず処理場の適合性確認整理表をこちらに、
0:17:54	つきましては、令和元年の11月ごろから、
0:17:58	令和2年の6月にかけて整理表の作成を進めて実施をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:04	作成の当初はですね、この許可書に記載の設備機器をすべて抽出しまして整理表の作成を進めておりました。
0:18:13	同様にこちらは規制庁の方でも、設備機器の洗い出したリストを作成いただいておりますので、そちらと比較しながら、
0:18:23	確認を進めたわけなんですけれども、そのヒアリングの過程の中で、安全機能の観点等、そういったもろもろ考慮できる部分を考慮して、
0:18:33	処理場の許可書にかなり詳細にいろいろ記載しているものですから、
0:18:37	まとめられるものは統合して整備するという話になりまして現在の形に至っております。
0:18:45	また
0:18:46	運用対応をとして整理できるものについては整理表には含めずに、後段規制の関係等で整理することとしまして、
0:18:55	現在の整理表の形となっているというものになります。主な考え方は4つほどございまして、一つはですね、主要な設備に関連する機器等は、
0:19:09	その主要な設備自体に統合するということになっております。で、1例ですけども本文の12ページ、許可書の本文ですけども、あるようなこの蒸発処理装置ポツ1のところの記載で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:23	こういった廃液供給槽とか蒸発缶云々丸々等で構成するといった、こういったところについてはこの蒸発処理装置としてまとめているといった整理を行っております。
0:19:37	こちらの整理表の 124 番ということで後程ご確認いただければと思いますが、そちらに統合しているといったものになります。
0:19:44	こういった添付書類 8 で言えば、例えば 8-57 ページの金属溶融設備、 というものの記載の中では溶融炉や排気除じん装置はチャンバーで構成 となっていて、
0:19:56	あとその中にある成形措置も含め、含んでおりますし、排気上神装置自 体には、二次燃焼器排気冷却器、あと、こちらのセラミックフィルター
0:20:07	という機器になりますのでこちらの区切るものじゃないんですけども、
0:20:12	セラミックフィルターという機器であったり、あとも同じなんです けども高性能フィルタユニットという機器がありまして、そういったも のを洗浄装置排気ブロア、そういった構成するもの。
0:20:22	なっている部分についてはこの金属溶融設備としてまとめて統合を図っ ているということこれは整理 103 番になりますけどもこういった形で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:31	関連する機器等は、いろいろとヒアリングの過程でご相談をしながらまとめるといことになりまして、
0:20:40	主要な設備に統合しているということで以下の他の設備も含めて、同様の視点で統合を図っているというものになります。
0:20:48	二つ目が後段規制の関係で運用対応として整理したもの、及び汎用品ドラム缶とかそういった容器ですね、単純なその容器、そういったものは水色のハッチングをさせていただいております、
0:21:02	こちらですね、
0:21:03	どういったものが該当するかというと、本文でいう9ページであれば、放射線からの放射線業務従事者の防護ですね、こちらに係る記載で、制御室に設けるような設備とか、
0:21:16	除染の機器とかですね、あと、手持ちのサーベイメーターみたいなもの、こういったものは、後段規制の中で運用対応としていいでしょうということで整理を行いました。こちらは、
0:21:31	お送りしてる今回の審査会合の資料で参考でおつけしている、別表1、後段規制の関係の資料の中の、
0:21:39	第20、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:44	5条ですかね、そちらのところで、
0:21:47	運用対応のところに丸をしてそちらで整理をするという形で行っておりますのでこういったものは、整理表上は抜いております。ただし、
0:21:57	村松エリアモニターですとか室内ダストモニターこういったものについてはしっかり整理表の方にも含めて入れているというものになります。
0:22:07	それから別のところで、添付書類8の、
0:22:10	をですね8-51ページなんかにありますけども、これ幾つか出てきますけども、
0:22:15	誤操作防止ですね、誤操作を防止するためのものっていうことで、いろいろといくつかこれあるんですけども、こういった部分も、いろいろとちょっと、
0:22:28	相談をさせていただくというかですねカテプロセスヒアリングの過程の中で、
0:22:34	結果的に技術基準規則上ですね誤操作防止に係る要求事項というのはない、該当条項がないということもありまして、こういったものは運用として保安規定や下部規程等、そういった部分で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	<p>整理をしましょうということになりまして、こちらも運用対応で整理をかけたものになってございます。別表1でいう第十条をですね、許可基準規則第十条のところに、</p>
0:23:01	<p>まとめた形でこちらは記載してありますがこういったものが該当するのは、運用対応ということで整理をさせていただいておりますので、こういった細かなところは、</p>
0:23:12	<p>整理表には入っていないという状況になっております。</p>
0:23:15	<p>三つ目としましては、各建屋内の部屋ですね。そういったものは建屋に統合というこちらはちょっと例示すまでもないんですけども、建屋に示す部屋、そういった部分は、</p>
0:23:28	<p>特に部屋で閉じ込めを確保したりしてるところはございませんので、そういったものは建屋として統合しているというものになってますこれピンク色のハッチングをした箇所がそうになってございます。</p>
0:23:40	<p>最後四つめですけども、処理場の、この間もご説明させていただいた所掌外の施設ですとかまた法令の要求事項に基づいてちょっと記載してするような部分については、</p>
0:23:53	<p>灰色のハッチングさせていただいておりますけども、こちらについては整理表上からは、処理場の整理表上から抜いております、一般排水工</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	であったり、中央警備室であったり屋外の放射線管理設備等、そういったものは、
0:24:07	処理場の障害ということで抜いております。
0:24:11	それから一番の緊急遮断弁というような記載が出てくるところがあるんですがこれは高圧ガス保安法上の要求事項で求められているものでして、そういった部分のものをについても、
0:24:23	特段整理表からは省いてよいということで抜いております。
0:24:28	大きくは以上の考え方で、統合等を行って現在の整理表の形にしております。で、一番下のところその他で、これちょっと代表的なものになりますけども、
0:24:39	許可書等整理表上で表現が違うものが一部ございますがこれ読みかえを行ってまして。
0:24:45	教科書上で、排気設備なんかは整理表上は換気設備という記載でまとめております。
0:24:52	それから液位を監視する設備というものは液位形でまとめております。
0:24:57	あと漏えいを早期に検出して制御室等に警報する装置、こちらについては漏えい警報装置、漏えい検知器ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:05	というものでまとめておまして、
0:25:08	実際に警報する装置ということも含めて、こちらの、すべて申請もしておりますけどもそういった形でまとめております。あと防かどうっていうところに関しましてはこれ整理表上は耐火扉という表現に変えなっておりますけども、そちらと同じものを担っておりまして、
0:25:26	そういった形でちょっと読みかえの部分が一部ございますけども、
0:25:29	そこら辺も含めて現在、これまでやりとりしてくる中で、整理をかせせていただいて現在の整理表の形になっているといったものになってございます。
0:25:45	こちらの、
0:25:46	後程ちょっとお送りする形もできますのでそういった視点でですね、すべてご指摘いただいた箇所につきましては先ほどの考え方で色分けをした形で、
0:25:58	塗り潰しを図っておりますので、ご確認いただければと思いますけども、考え方は今もお示した通りとなっております。処理場から説明は以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:10	はい、ありがとうございました。規制庁から何かございますでしょうか。
0:26:14	カネコですすいません。まず簡単なところ、あのさ、最後のご説明があった読みかえのところなんですけど。
0:26:23	例えば、排気設備等、換気設備かな、これの読み嘉永は、例えば排気設備は許可小児科医扱っている言葉で、
0:26:36	換気設備わあ、これは設工認上に使われている言葉なのかそれとも、整理表上だけで使われている言葉なのか、ちょっとこの読みかえを行った根拠というか理由っていうかそういうのも含めてちょっと説明してもらえませんかでしょうか。
0:26:55	はい。処理場のヨコボリです。こちらの排気設備は許可書の本文で一部使われておる表現になっておりまして、技術基準上は換気。
0:27:06	設備、
0:27:07	になっておりまして、あと
0:27:09	一番の添付書類 8 とかでは設備ごとのところにある換気設備という表現も入っておりますので、そういった観点で統合させ、統合というかですね、読みかえを行っているというものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:22	今のご説明整理します。許可書本文は廃棄設備許可書店発で、テンパチでは、換気設備になってるとい、そういう今ご説明でしたか。
0:27:36	はい。その通りになります。設工認技術基準上も城工場換気設備、ですので整理表も換気設備に合わせているという形になります。それとなぜ許可上の本文だけ管廃棄設備って書いてあるんですか、書いてあるでしょうか。
0:28:03	すいませんちょっとお待ちください。
0:28:04	うん。
0:28:25	パーティーは、
0:28:28	店舗ちは、
0:28:32	安全評価基準で、
0:28:34	許可と設工認の要望違うぞとか、
0:28:41	許可書の本部、電発。
0:30:56	規制庁金子ですもうちょっと時間かかるようでしたら、お待ちしてるのも、時間の無駄か思いますので、確認を並行して別の方にやっていただいて、
0:31:09	質疑応答の方を進めたいんですけども対応できますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:31:14	はい。処理場効率大変失礼いたしましたはい。よろしくお願いいたしますます。はい。こちらは先ほどの読みかえの話はこのヒアリングの最後の方にもまた改めてご説明いたします。
0:31:27	ちょっと、
0:31:37	ないですか。
0:31:39	もらいます。一応推力だけこれもらえてですね、見させてもらいたいです。
0:31:49	規制庁シブヤですけども、こちらの資料は0であって全体的な資料も膨大だけがあるということでしたので、それを送っていただいてこちらで後程確認させていただくということですのでよろしいでしょうか。
0:32:06	はい処理場ヨコボリです承知いたしました今画面に映してるものと教科書に発注をしたものを両方を後程お送りさせていただきます。
0:32:16	はい。で結論ですけどもすべて赤文字でお送りしたところは①から④もしくは読みかえ練習で鎮目原発以下という理解でよろしかったでしょうか。
0:32:26	はい。おっしゃる通りになります。
0:32:29	薄井根井。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:32	承知いたしました。
0:32:35	規制庁の伊藤です。ちょっと一つ目の
0:32:40	話題に少し戻ってしまうんですけども、
0:32:43	二重丸のところの話で、
0:32:49	大嶋申請にあたって所内でどれが 20 までで、
0:32:54	整理をするのかっていうことを会議の中で、検討、整理したということ でだったんですけども、
0:33:02	施工の中で、その品質マネジメント計画書があると思うんですけど も、整理をされたプロセスっていうのが、その品質マネジメント計画書 の中で、
0:33:13	どこにどの
0:33:16	工程に位置付けられるのかっていうのを確認させていただけますでしょ うか。
0:33:32	はい、処理場ヨコボリですけども、衛藤。
0:33:36	そちらにつきましてちょっと今即答ができなくて申しわけありません
0:33:41	ちょっと比 1 品質マネジメント計画書ですねこちらの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	該当部分、プロセスのところですねそちらどこに該当するかっていうところはちょっと、
0:33:51	確認をして追って回答という形でよろしいでしょうか。はい。結構ですよろしく願いいたします。
0:34:11	あ、
0:34:12	井川ですよ。
0:34:43	一旦、議題1はここまでどうぞ。よろしいでしょうか。はい。
0:34:48	はいでは、議題2に移らせていただきます。第2回の審査会合でしている。
0:34:56	檀本田編第6、七、八、9分については一つ載せへんを説明していただいて、それについてお伺いするという形で進めさせていただきたいと思っています。
0:35:10	多田さん、最初の全体概要の部分の説明。
0:35:19	あそこはいいんじゃないですか。
0:35:23	はい。第2点、誤操作防止に係るインターロックの設置についての説明をお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	はい。原科研処理場の北原です。それではご指示ありました通りこちらの資料スライド資料のですね第2編のですね、こちら誤操作防止に係るインターロックの
0:35:47	設置についてですね、こちら概要の方説明させていただきます。
0:35:54	はい。第2編の概要でございますけれども、こちらですね
0:35:59	両括弧2のですね液体廃棄物の廃棄設備、及び両括弧3、固体廃棄物の廃棄設備がですね該当しまして、こちらの
0:36:09	中でですね下線で示しておりますですね、設備ですね、液体廃棄物の廃棄設備についてはですね、第3配給処理等の固化装置のセメント固化装置、
0:36:20	固体廃棄物の廃棄設備につきましてはですね、こちら各下線で示しております、焼却処理設備、固体廃棄物処理設備ポツに、高圧圧縮装置金属溶融設備、ショウキャクポツ溶融設備がそれぞれ該当しております。
0:36:36	スピードA1設備についてはですね、こちら、続きまして設計条件でございますけれども、まず液体廃棄物の廃棄設備については誤操作による排水工以外の箇所からの液体状の放射性物質の排出を防止できる設計とすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:52	<p>固体廃棄物の廃棄設備についても同じく誤操作による放射性物質の散逸を防止できる設計とすることとしております。</p>
0:37:02	<p>設計仕様についてはですね、こちらにお示ししている通りとなっております、こちら赤い枠線で囲っている代表例についてはですね、次の次ページ以降でですね、図面として示しております。</p>
0:37:18	<p>まず代表例 1 ですけども、こちらがですね金属溶融設備のですね、インターロック概略図となっております、こちら右下の方にですね、写真として示しているところがですね、こちらの図面で言うところのこちらの赤い矢印で示している廃棄物投入機のところのですね、扉の部分をですね、写したものとなっております、</p>
0:37:39	<p>こちら二重扉になっておりまして、二重扉が前両方とも開放するとしてしまった時にはですね、運転ができないようにですねインターロックをかけているというものでございます。</p>
0:37:54	<p>続きまして代表で見ていることで第 2 配給処理等の固体廃棄処理設備、ポツ 2 を内装するセルのインターロックになりますけれども、こちら右下にですね、ガンマゲートの写真が、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	示しております、小こちらの上ですね、キャスクをですね載せていない状態ではですね図書処理廃棄物収納セルのシャッターをエアフィン開くことができないということでインターロックをかけております。
0:38:24	続きまして第3廃棄物処理棟ですね、こちらのセメントが装置になりますけれども、このセメント固化装置のフードの部分にですねこのフード出入口と呼ばれるところの扉こちらですね、ございましてこの出入口の扉が開いている状態ではですね、
0:38:40	ドラム缶へのですね、混練物、
0:38:44	セメントですね、それらを排出する操作ができないということでこちらインターロックがかかっているというものでございます。
0:38:54	はい。技術基準規則への適合性なんですけれども、こちらですね適宜、
0:39:00	合成の必要性の有無ですね、のところを評価して1000飛び高性能のところないというところについてはですね右側のところにですねそれぞれ個々詳細にですね、理由のほうを記載させていただいてるところでございます。
0:39:16	この中で該当する項目としましてはですね、こちらの第35条に第1項第6号第7号のところ該当していただくというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:28	項目としましてはですね、第1、
0:39:34	こちら技術基準規則の第35条でございますけれども、その中のS、
0:39:39	放射性廃棄物を廃止することがないものであること、これに適合するためというところで液体廃棄物の廃棄設備は誤操作防止に係るインターロックを設けることによって
0:39:52	漏えいを防止し、あいつ以降以外の箇所においてへ気体状の放射性廃棄物をお会いすることがないようにすると。
0:39:59	第35条第1項第7号ですね、こちら固体のことに、
0:40:04	第1項第7号になりまして、これに適合するために設けることによりまして、しにくい。
0:40:15	ものとなるようにするというふうにしております。
0:40:19	はい。続きまして原子炉設置変更許可申請書等との適合性というところでこちらをお示ししているものとなっております、左側の列にですね、減少するものとなっております。左側の別に許可申請書の記載、
0:40:32	ということが空いておりますこちらに対するですね設工認申請書の記載というところで先ほどということが挙げておりまして、設計仕様のところを、こちら記載しているところがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:43	設計上、こちら記載していることとございます。
0:40:47	続きまして使用前事業者検査の項目というところとございますけれども、第2編につきましてはですね、こちらの第1廃棄物処理棟の例ですけれども、戸田第1号のですね、検査というものは該当の方がございます。
0:41:03	第2号についてはですね、性能検査というところで、第1廃棄物処理棟ではですね焼却処理設備の廃棄物等隆起、二重扉の同時開放ということで判定基準としております。
0:41:18	第3項につきましては、適合性確認検査でですね、品質マネジメントシステム検査、こちら各県とも共通の検査となっております。
0:41:28	同じくですね、第2は九州イトウとかですね第3配給処理等、そして減容処理等についてもですね、検査の第3Q処理道路として引用しつつですね共通しているものとなっております。
0:41:43	土肥第2件の簡単な説明は以上となります。
0:41:49	はい、ありがとうございました。規制庁から質問をお願いいたします。
0:41:55	はい。規制庁嶋村ですの空ですけども。
0:42:05	検討としてなっております。説明していただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:14	今回
0:42:17	特に設備を、
0:42:20	改造してるとかそういうことではないというふうに認識してるんですけども、今回このインターロックについて、設工認申請されてるって そ、その辺の、
0:42:32	経緯というのか理由について教えていただけますでしょうか。
0:42:39	はい処理場のヨコボリです。こちらにつきましては、二重扉とかですね こういったものはもともと既設の設備として設けられておりましたが、
0:42:51	実際これに対するインターロックでの確認ですとか、そういったものは 特に行って、既設のものだと行っておりません。そういう間中で、
0:43:03	今回教科書の中でも記載をさせていただいておりますこともあって、
0:43:10	かつこの誤操作防止に係る該当の条項はないということなんで、技術基 準じゃないんですけども、散逸防止という観点で、重要となるこの閉 じ込めのところをということになりますので、
0:43:22	このインターロックのこの機能としての施設工認は、今回、新規制の対 応の中で、申請をさせていただいて変化をとって、検査を行っていき たいということで今回申請をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:47	規制庁麻生です。そうすると、設備としては特に変わってないんだけども今までその散逸防止ということでは、
0:44:00	規制、今までの設工認では、
0:44:04	見てなかったっちゃうことになるんでしょうか。
0:44:08	はい。おっしゃる通りですこちら 35 条第 1 項 7 号の散逸防止の
0:44:14	新規通勤になった新基準、こちらに対しての確認は、過去の設工認等でも行っておりませんので、そういったインターロック機能については、今回申請をしているというものになります。
0:44:50	磯野イトウですけれども、許可では、このインターロックの部分を除いた内容で、35 条、
0:45:02	この要求に適合する。
0:45:05	という、認可を終えていて
0:45:08	インターロックを追加せ、さっきの経緯の話を聞きましたけれども、
0:45:16	許可の審査の中でそうした議論があって追加をしたというか、或いはその新規基準に照らして再度設備を確認したときに、申請が必要で、
0:45:30	改めて民家を作る必要があるであろうと事業者として判断をして申請をしたってということなのかどっちなんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	処理場のヨコボリです後者の方になります。
0:45:48	これが特に指摘を受けてということではないということですね。
0:45:53	はいおっしゃる通りです。
0:45:57	規制庁伊藤ですありがとうございます。
0:46:17	規制庁しない。
0:46:21	7号の、こちらのAとこっとAの方は、新規性9号、
0:46:29	追加になった。
0:46:34	条項かと思うんですけど、6号の方は、これは
0:46:41	を、
0:46:42	ここは、
0:46:44	これはね、
0:46:47	これは前からずっとあったと思うんですけども、
0:46:53	6号もおんなじ液体の方ですけども、北井の方の排水工以外の箇所において生田以上の放射性廃棄物排出することがないもの。
0:47:06	こちらも
0:47:08	旧基準のときには、
0:47:16	し、し申請。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:19	す、されてなかったということによろしいでしょうか。
0:47:26	はい。処理場ヨコボリですこちらにつきましても今おっしゃられた通り ですね6号につきましては、液体系のところは従来から変わっておりま す新規制基準新基準で追記になったもの、条項ではございませんけれど も、
0:47:41	固体廃棄物固体廃棄物ですねこちらについての誤操作防止のインターロッ ク、第7号に該当するものを、
0:47:48	確認する中で、やはりこの6号に該当する液体液体処理を行っている財 産処理となりますけども、こちらについても処理設備としましては同様 な
0:48:01	観点で見て、当時の設工認の中でこういったインターロックの認可を終 えているものではございませんでしたので、こちらはそういった観点で 合わせて、今回一緒に
0:48:14	事業者としても判断をして、
0:48:17	申請をさせていただいているというものになります。
0:48:58	三島ですけれども、
0:49:01	ポイントの17ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:03	検査の方、
0:49:07	項目について説明いただいている、その性能検査はあるということなんですけれども、これ運転段階ではどういうことをされるんでしょうか。
0:49:18	使用前確認としてはこういうことが必要だっという説明だと思うんですけども、
0:49:33	症状ヨコボリですけれども、運転段階での、どのような処理、処理をどのようなことを確認をするかということですか。
0:49:46	使用前確認としては機能性能検査として、機能の確認というのを、をするということなんですけれども、使用前確認終わった後に、
0:49:57	その運転段階として、どうか、この機能に対してどういう確認をするのかっていうことを教えていただきたいんですが。
0:50:10	はい。処理場ヨコボリですすいません。
0:50:12	運転段階におきましては、低次元ですね、定期事業者検査、ということで、前1回、この同様の検査をして各性能確認していく維持してくということで、
0:50:25	定時検のを対象として、今後運用していくようになるかと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:33	ありがとうございます。わかりました。
0:51:38	いかがでしょうか。
0:51:44	清と住谷ですけれども、やっぱり安全上の機能があって、それをしっかり維持していくということだと、次、11条も0になるのではないかとちょっと思いましたけどもそこはいかがでしょうか。
0:51:59	はい。
0:52:07	処理場ヨコボリですちょっとお待ちください。
0:53:43	あ、すいませんお待たせして申し訳ありません処理場ヨコボリですけれども、こちらおっしゃる通りですね11条の機能の確認等という条項につきましては、
0:53:53	こちらこちら整理表、適合性のところで変えさせていただいている通り原子炉を処理ではなく、
0:54:00	ですね、そういったものに、は該当しないということで一度その状況は整理をかけておりますなお書きで、
0:54:08	処理場につきましては、従来からそういった形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:13	使用前事業者検査等を行って運転段階では定時検で確認するということを継続、当然維持する活動は行っておりますので、この網掛に該当する部分になりますけれども、
0:54:24	あそこは従来から変更なくですね、
0:54:28	確認していくということで実はその原子炉を等でそういう該当するものはないということで整理をここで記載をしておりますので、ここでちょっとなしにしてますけれども実際にはなお書きのところで、
0:54:40	やるということで、整理をしておりますして今のところこの記載はなしという形で申請をさせていただいているものになってございます。
0:54:55	成長主義です。はい。分類上の考え方はわかりました。
0:55:47	成果のイトウですけれども、例えば二重扉とかってハードがあってそれに対してインターロック機能を持たせるっていうことで、
0:55:58	説明の中ではそのインターロックの機能だけの説明になってるように思えますけれども、
0:56:05	例えば二重扉ってというのは、そのハードの性能が基準を満たすっていう点については、例えば建屋なりの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:18	設備において必要な基準適合をしているっていう整理をしてるってこと でしょうか。
0:56:27	改修上ヨコボリですけれどもおっしゃる通りでして、この二重扉につき ましては各それぞれの処理設備ですね、こちらの一部になっております ので、そういったところでの確認をしているものになっております。
0:56:42	なので、例えば高強度とかが耐震上十分かっていうのは、別途確認され ていて記念館であるってそういうことですね。
0:56:52	はい。おっしゃる通りでして、既認可として設備の耐震等ですね、そう いったことで設備として行っておりまして、既認可として判断している ものになります。
0:57:02	わかりましたありがとうございます。
0:57:31	会議について他に何かありますでしょうか。
0:57:35	もしありましたらまた後から聞かせていただくということで次の第3て のは、の説明を開示してください。
0:57:49	はい。原価減少以上のキタハラです。それでは続きまして第3点ですね 金属溶融設備及び焼却溶融設備の圧力逃し機構の設置になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:01	はい。申請の概要につきましてはですね、範囲としましてはですね五体廃棄物の廃棄設備の中で、減容処理棟でございます。金属溶融節、
0:58:12	日と焼却ぽつ溶融設備が該当するところとなっております。
0:58:19	はい。設計条件になりますけれども、まず金属溶融設備と焼却炉という設備に共通するところがございます圧力逃し弁ですね。
0:58:30	こちらについてはですね、炉内の圧力が異常に上昇した場合にですね、圧力を逃がすためということで強度及び耐食性を有する材料で設計の方を行いますと、
0:58:41	金属溶融設備の溶融炉内ですねこちらについては圧力が上昇した場合にですね圧力逃し弁が動作し、夜、溶融炉内のですね圧力を逃がすことができる設計であることと、同じくですね、償却没余裕設備の償却どない、または溶融ではない。
0:58:58	こちらについてもですね同様に圧力逃し弁が動作し、炉内のですね圧力を逃がすことができる設計であることと、
0:59:05	両括弧4ですけれども、ツーループ逃し機構からの排気についてはですね、プレスした系統としまして、減容処理等の配置等において廃止することができない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:16	臨戸分はイスプラできる設計とすることと、排気フィルタユニットにはですね、フィルター交換用の点、フィルターのベンティングを設けている担当がですね非常にボウカンできる構造とすることが条件となっております。
0:59:30	設計仕様なんですけれども、金属溶融設備のですね、圧力逃し弁についてはその型式としてはですね、スイング逆止式というところで、作動圧力もこちらに示している通りとなっております。
0:59:42	一方焼却ポツ、溶融設備としてはこちらの流水式というものを示している通りとなっております。
0:59:57	その下の排気ベーターユニットについてもですね、それで示しているところでございます。溶融設備についてはですね、溶融炉償却とともにですね、プレフィルターと高性能フィルターがそれぞれ1段ずつ、
1:00:08	つけている構成となっております、補修効率についてもこちらにお示ししている通りとなっております。
1:00:16	はい。こちらが構造になりますけれども、左側がするんですね。金属溶融設備の溶融炉圧力逃し弁の構造となっております、向かって右側の方からですね、溶融こちらが溶融炉からの排気となっておりますその背景の方、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:32	<p>いろいろな圧力が上昇した場合にはですね、こちらのスイング式というところですね、こちらが開くと、逆止弁が開くといってそれでは左側の方に入って、そういう構造となっております。</p>
1:00:46	<p>一方、右についてはですね、焼却溶融設備の圧力逃し弁になりますけれども、こちらの重水式というところですね、こちら普段は思いがあるんですけどもその下のですね、どのような状況ですけれどもその下の図、</p>
1:00:58	<p>町が浮き上がりましてその配置が右側の方に抜けていくという構想となっております。</p>
1:01:06	<p>はい。こちらも図は排気フィルタユニット間それぞれ構造となっておりますまして、上がですね金属溶融設備ですけれども、こちらはですねフィルタ交換用の点検口をですね、こちら正面から取った。</p>
1:01:20	<p>写真となっておりますまして、ここを開けてですね、フィルターを交換する、いう田岡の点検というですね、写真となっておりますので、お伺いします。</p>
1:01:30	<p>一方下側の方が良い焼却物溶融設備の排気フィルタユニットでございますまして、こちらちょっと側面の方から写した写真になっておりますけれども</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>も、こちらにですね、フィルター交換用の点検口があるという構造となっております。</p>
1:01:44	<p>はい。こちらがですね、圧力逃し系の系統数となっております、ちょっと図ベンツ小さいんですけども左側が金属溶融設備、右側がショウキヤクぼつ溶融設備でございます、</p>
1:01:56	<p>焼却ポツ用設備についてはそれぞれ溶融炉と焼却炉ですね、その圧力逃し系統が途中で合流しまして、こちらはプレフィルターと高性能フィルターがそれぞれ1段ずつあった排気フィルタユニット、金属一方金属いう設備については構成。</p>
1:02:11	<p>のフィルターのみフィルタユニットを通過してですね、最終的な減容処理棟の排気塔から排出されるという系統となっております。</p>
1:02:23	<p>はい。こちらですね技術基準規則への適合性というところで整理したようございまして、該当するところにですね、こちらこのようにですね井戸をつけているところで整理しているところでございます。</p>
1:02:37	<p>いいですか。はい。まず該当する技術基準規則ですけれども、まず第12条ですね、材料及び構造というところで、こちらの第1項の中ですね、ですね、容器等が設計上要求される。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	強度及び耐食性を確保できるものであることと、いうことでこれに適合するためというところで、金属焼却溶融設備に設ける圧力逃し弁、こちらについてはその圧力を逃がす必要があるため、材質をステンレスこうと。
1:03:04	することによって、強度及び耐食性を確保するというところでございます。
1:03:10	続きまして第 13 条ですね、もう 1 個安全弁でございますけれども、この第 13 条に適合するためというところでは、各設備には金属設備の溶融炉内及び焼却溶融設備の溶融炉内及び消火、
1:03:24	閉所焼却炉内における圧力の角野上昇を適切に防止する性能を有する東翼の雑誌弁を設けるとしております。
1:03:35	続きまして第 15 条ですけれども放射性物質による汚染の防止ですね、こちらは第 2 項の中です、安全弁からは、排出される流体がですね安全、
1:03:48	放射性物を含む場合においてはこれを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならないというところで、こちらに除条項に適合するためというところで、その圧力逃し弁からですね、排出される放射性物

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>質を含む流体をですね、安全に排気するためのフィルタユニットを設けるといところでございます。</p>
1:04:09	<p>最後第すいません第 21 年第 21 条が安全設備でございましてこちらの第 3 号ですね、の中にですね、安全設備は設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間で想定されるすべての環境条件においてその機能、</p>
1:04:25	<p>発揮することができるものであることといところで、こちらもですね、同じくですね小計、それぞれ設備に対して圧力逃し弁を設けるということで、適合するといところでございます。</p>
1:04:40	<p>はい。こちらが第 35 条ですけれども、まず第 1 項の第 1 号ですね、こちらは周辺監視区域外の空気中とかあとスウェイ種境界における水中の放射性物質の濃度とかですね、濃度限度を超えない。</p>
1:04:55	<p>ようにですね、廃棄する能力を有するものであることといことに対してこれに適合するためといところについてはですね、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度がですね、濃度限度を超えないよう、</p>
1:05:09	<p>圧力逃し弁が作動した後のですね、排気系統に高性能フィルターを設けるといことで対応するものとなつてございます。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:19	続いて第1項第4号ですけれども、こちらの気体状の廃棄、廃棄物を廃棄する設備を廃棄機構以外の箇所において、廃止することがないものであると。
1:05:29	いうことに、これに適合するためということで、圧力逃しの系統についてはですね、それぞれ金属溶融と焼却よりそれぞれ独立した系統とすると。
1:05:39	いうところとあと廃棄5項以外の箇所において放射性物質を排出することがない設計というところで最後減容処理棟の排気塔以外ですね、排出場所はないといった設計としてございます。
1:05:52	続いて第1項第5号ですけれども、こちらはですね廃棄する設備にろ過装置を設ける場合という設備に装置の置けるところで、ところの条項とって、
1:06:05	良好なんですけれども、船橋の系統に設ける排気フィルタユニットではですね、フィルター交換用の点検と先ほど図面で説明しましたところがありますけれどもこれを設けることによって高性能フィルター等の取りかえが容易な構造とするということで、
1:06:20	適合するというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:24	<p>続きましてですね、第7号ですけれども、こちらですね、放射性分バス</p> <p>続きましてですね、をさせるというところについてはですね、それぞれ</p> <p>設備に圧力逃し機構を設けているというところでこの後分逃し機構は圧</p> <p>力が非常に上昇した場合にですね、</p>
1:06:41	<p>動作しまして、その廃棄はですね高性能フィルター等を通して、最終的</p> <p>に減容処理棟の排気塔から排出するというところでその廃棄する過程に</p> <p>おいては散逸しにくい設計としているというところで対応。</p>
1:06:53	<p>適合するというところでございます。</p>
1:06:59	<p>はい。こちらですね、原子炉設置変更許可書との整合性というところに</p> <p>ついてはですね、この左側に記載します。</p>
1:07:06	<p>があります設置変更許可書の記載に対応する形ですね、こちら右側の</p> <p>方に本申請書というところでそれぞれ設計しようというところでまと</p> <p>め、整理しているところでございます。</p>
1:07:21	<p>はい。使用前事業者検査の項目ですけれども、まず第1号の構造等検査</p> <p>につきましてはですね、まず材料検査というところで、先ほど圧力逃し</p> <p>弁の材料というところでステンレスこうであるというところでは</p> <p>ので、この施設、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:07:36	竣工時の当初等により確認するもうあの施設は、ある意味既設のものでございますので竣工時の当初で、ステンレスこうであることを確認するということで改造、材料検査としたいと思います。
1:07:47	続いて、外観検査ですけれども、こちらについてはですね、圧力逃し弁と及び排気フィルタユニットのまず外観の方ですね、目視により確認するということとその圧力逃しの系統の中にですね排気孔以外の排出高がないことを目視により確認いたしますと、
1:08:04	排気フィルタについてはその容易に交換できること、先ほど点検孔になりますけれどもこれがあることを目視より確認すると。
1:08:11	当然判定基準としましてはそれぞれ工場上有害な傷破損がないことですか排気孔以外に排出効果ないことでフィルター交換の点検口が設けられていることを目視により確認すると。
1:08:23	いう方法で外観検査の方を実施いたします。
1:08:27	続いて第2号検査になりますけれども、こちらもはですね、性能検査ということで、まず方法としましては一つ目が圧力逃し弁ですけれどもこちらが所定の作動圧力、
1:08:39	広範囲で作動することを確認しますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:41	続いて排気フィルターの捕集効率が、所定の値以上であることを確認するということで価値先ほど数値を示したですね、圧力逃し弁の作動圧力ですね。
1:08:52	こちらの範囲で、作動することを確認するというトコトコ排気フィルターの捕集効率が、こちらの
1:08:58	数値以上であることを確認するということで、検査の方を行う予定としております。
1:09:06	はい。第3号の検査についてはですね、他の編と同様に適合性確認検査と品質マネジメントシステム検査を行うというところでございます。
1:09:14	はい。以上簡単ではございますが第3編の説明は以上となります。
1:09:20	はい、ありがとうございました。議長が何かご質問ありますでしょうか。
1:09:26	院長嶋村です。
1:09:28	ここの第3編のちょっと先ほどの2円と女Gの質問になるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:41	今回、特に設備を作ったり変更したりするものではないというふうに認識してるんですけども、今回設工認申請をされた経緯というのか、理由について、
1:09:57	まず教えていただけますでしょうか。
1:10:01	はい、原科研処理場のヨコボリですけども、第2弁の誤操作防止のインターロックと基本的には同じ考え方になっておりまして、
1:10:12	こちらはですねもともと既設の設備になっておりますけれども、設置当時の設工認等で認可を受けているというこういった検査を受けたり認可を受けているものでは、
1:10:23	ございませんので今回の新規制対応の散逸防止という観点もございませんので、こちらは新たに申請をしてですね閉じ込めいろいろ閉じ込めに関する
1:10:34	安全機能を持っておりますので今回審査申請対象として、新たに申請をしているというものになります。
1:10:47	はい。
1:10:49	それです。
1:10:52	もう1点

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:02	資料 20 ページ。
1:11:06	ふうん。三条というところなんですけれども、要求事項を見るとですね、
1:11:17	機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性等を有するっていう解決。
1:11:25	イトウ。
1:11:28	例えば 22 ページのこの資料を見ると、
1:11:35	例えばこの A の、
1:11:38	金属溶融設備ですと作動圧力が 9.8 k P a、
1:11:43	以下って書いてあんですけど、
1:11:46	これとの関係で、
1:11:55	この度、どういうこの数字がどういう、どういうふうに使ってる数字かよくわからないんですけども、どういう性のこの数字を守ること で、どういう性能、
1:12:13	あるというふうにいえるんでしょうか。
1:12:19	原科研処理場のヨコボリです。こちらはですね、例えば金属溶融設備、 金属設備も焼却溶融設備も同様ですけども、基本的に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:31	デイリー運転の施設で処理中、常に負圧維持をして処理を行っているま ず通常炉内を負圧に当然維持しておりますので、その中で異常な上昇圧 力が上がって正圧側、
1:12:46	になった際に、その圧力によってはですね溶融炉を自体への影響も考え るところです。で、その中でそれよりもかなりいろいろな開発よ りもかなりこれ小さく体への影響、
1:13:00	当然設定しておりますけれども、この圧力の範囲で作動自体の閉じ込め はしっかり確保できるということになりますので、
1:13:11	十分にこれ、負圧維持の、通常は負圧維持ですのでマイナス側ですけど も、正圧になった際には、この範囲で作動すればですね、溶融炉自体の 性能も問題なく維持ができるということで、設置当初に、当時からの 辺りで設計をされているものになってございます。
1:13:38	29 ページのこの適合性の説明はですねちょっと何ですかね、要求事項の
1:13:50	何か、大村石井。
1:13:54	なっていてですね、もう少し具体的な説明が、
1:14:01	必要かと思うんですが、
1:14:06	東郷ですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:17	はい。処理場のヨコボリです。江藤そうですね要求事項上、角野城所を適切に押しする性能を有する安全弁ということで、
1:14:29	こちらは圧力逃がし弁こちら設計仕様で示す、あとで作動する圧力逃がし弁を設けることによって、
1:14:39	ですね、圧力上昇を適切に防止するというので、
1:14:44	小俣さんおっしゃる通りちょっとこの記載だけだと具体性は欠けるかもしれませんが、設工認の設計仕様上の圧力の範囲で作動する。
1:14:55	そういった弁を設けるということが、要求事項に対しては、適合性の説明になるということでこういった記載にしておるものでございます。
1:15:20	うん。規制庁嶋村です。
1:15:29	適合性の説明のところに、
1:15:34	具体的にどうかっていうのもあるんですけども、ちょっとこれだけだと先ほどご説明いただいたような、
1:15:47	その事実関係っていうんですかね、設定根拠ですとか、
1:15:53	基本、
1:15:57	どのように、安全が担保されるのかとかその辺、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:07	もうこれはこの記載だけだと十分にわかりませんので、その辺は何か歩 補足を、
1:16:17	必要ではないかというふうに考えているんですか。いかがでしょうか。
1:16:25	あ、はい。原科研処理場の横堀です。承知いたしました衛藤。ここの部 分を具体的に記載するというイコールこれ補正ということになるかと 思っております、
1:16:40	そこについてはまず一旦この審査会五条の資料上でしっかりここで補足 の記載を入れさせていただいて、
1:16:50	別途補正等が発生した場合にはですねその際に、適切に入れ込むという 形で、
1:16:58	もうよろしいでしょうか。
1:17:01	はい。蘇生区間ちょっと先の話になるかと思うんですけど。はい。
1:17:10	それで結構だと思います。
1:17:15	解消ヨコボリ承知いたしましたそれであるの審査会合資料にまず今お話し たような説明をこのところにちょっと追記、
1:17:26	枠外になるかと思えますけども、ちょっと追記補足の説明を追記させて いただきたいと思えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:31	多分ですね
1:17:34	今、例としてここ、
1:17:39	条項を上げたんですね。他にも
1:17:44	規則のオウム返しの表現をしているところがあるかと思うんですけども、その辺については、全体的に見直していただいた方が、
1:17:57	よろしいんじゃないかというふうに考えます。
1:18:01	いかがでしょうか。
1:18:05	はい。原科研処理場の横堀です。承知いたしました。
1:18:09	こちらちょっと他でもご指摘いただいているところでもございましてちょっと確認して申請をさせていただいたつもりではございましたけれども、確かおっしゃられる通りちょっと言葉が足りないところもあるかと思しますので、
1:18:22	設工認その2、第2回の審査会合それから第3回第3、4書いてありますけども、そのQ全体の記載をもう一度ちょっと確認はさせていただきます、
1:18:34	必要なものがあれば、都度審査会合の資料上でまず、補足の説明を追記する形をとらせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:18:48	店長の伊藤ですけれども、今の話題と関連するんですが、今年度の、もうヒアリングをヒアリング程度ですね審査を
1:19:00	を行うにあたって、学部の方にも参加をいただいて、申請にあたっては、
1:19:11	基準適合の根拠となる。
1:19:14	考え方も含めて、資料整えた上で、説明をしていただきたいという話をしております、
1:19:23	シマムラからの申し伝えたのは、設定根拠であるとか、いろんな考え方背景、その辺りですので、すでにお伝えをさせていただいている観点だと思うんですね。
1:19:37	ちなみにその旧施行に旧の準備状況という意味では、今みたいな話は全体的に作業は進んでいるという理解でいいのでしょうか。
1:19:53	そうだよ、準備が間に合ってなかったというだけで準備自体が進んでいるのか。
1:19:58	或いはそのそういったことが、担当の方まで認識が共有されていないということなのか、どちらなのかを確認したいんですが。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:10	原科研処理場のヨコボリですけれども、今先ほどご説明をさせていただいた際にもお話をさせていただきましたけれども、現場の我々としてもそのところは認識をしております、ちょっと設工認その9は、
1:20:25	タイミング的にちょっとバタバタしてというかぎりぎりの状況でもありましたので、少しその辺が足りない部分はまだあるかと思えますけれども、そういったところは各本部の方からもをしっかり周知がされております、我々としては認識をしているつもりです。
1:20:44	規制庁の伊藤でございます。わかりました。では今後必要な対応ということで、準備の方引き続き進めていただき、
1:20:56	整ったものについてヒアリングの場で、順次説明をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:21:04	はい原科研ヨコボリです承知いたしました大変失礼いたしました。
1:21:17	生徒シブヤですけれどもちょっと技術的な点でお伺いしますけれども、金城式等モリ式と2種類、あるってことですが、これは必要な時に自動的に開いて、また自動的に閉じるという理解でよろしいでしょうか。
1:21:34	アは原科研処理場のヨコボリですおっしゃる通りです。ある一定以上の圧がかかれば自動で開いて、自動で閉まるといったものになっております。はい、承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:58	いかがでしょうか。
1:22:08	はい。
1:22:13	瀬野イトウですけれども、12 条な材料構造の関係で、
1:22:20	確認をさせ、これさっき嶋村からお伝えしたことと同じかもしれませんが、
1:22:27	テンレスっていうのは新設でも記載されてるんですけれども、
1:22:32	どういったセールスなのかとか、使用感、使用条件ですかね、強度とか耐食性とかっていう観点で十分関係がわかることが
1:22:43	を示していただくということだと思いますので、ちょっとその辺整理をいただければと思います。
1:22:51	原科研処理場ヨコボリです。承知いたしました。
1:23:08	はい。
1:24:45	システムの修理を挙げて、ちょっと 15 条と 35 条の両方申請しているところについてちょっと教えていただきたいんですけども。
1:24:54	途中傍聴の方は、今言った、主に安全弁に関して、この高圧の状態での放射性物質の漏えい等を考えていて、一方で 35 条の方は、そういう状態じゃなくって、平常運転時の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:13	実を想定した申請があってという、そういうような理解でよろしいでしょうか。
1:25:25	はい原科研処理場ヨコボリです。おっしゃる通りでして、15条の方をに関しましては、一部
1:25:35	すいません、15条か15条そうですねおっしゃる通りですね、こちら、15条につきましては、
1:25:44	移行なのでこちらは廃止される状態、そうですね安全に廃棄し得るという事でこちらは本当に運転中黄門高温は平常運転も変わりませんが、高圧の状態がかかるというものが15条、なってそれを安全に排気できるということが15条になってまして、
1:26:01	35条の7号の方は、処理の過程におけるこの状態での散逸防止の観点での、ということで同じような状況としては、これが作動するときの状況としては同じような形になりますけども、
1:26:16	両方にいい適合させる必要があるということで15条と35条は入れておきます。
1:26:25	はい、ありがとうございます。
1:26:52	規制庁の伊藤ですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:54	15 条に適合の適合に必要な設計と、
1:27:00	35 条に必要な、の適合に必要な設計の違いが何かという質問をしている んだと思うんですが、
1:27:14	あ、はい、外科系ヨコボリですはい、承知いたしました失礼いたしました。 15 条につきましては、衛藤。
1:27:21	13 条でこれ安全弁にこれは該当させておまして、15 条は 2 項につい ては、安全弁自体からも排出された後の、
1:27:35	古藤でこれ高圧で
1:27:38	その圧で弁が開きますので弁が排出した後の放射性物質
1:27:44	を含む流体、これらについて安全に配布するということでこちらはフィ ルターが該当するということになって考えております。で、35 条につき ましては、
1:27:55	廃棄する過程においてということですので処理過程において、作動する この弁も含めてこちらは散逸しがたい構造ということで、ベントフィル タユニット両方を考慮して適合させるということで考えております。
1:28:34	規制庁の伊藤ですけれどもお考えとしては 35 条は

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:39	政党として行政を担当するというのが違いである、そういうことをおっしゃったってことです。
1:28:49	すいません症状ヨコボリですけども、ちょっと今聞きづらくて申し訳ありませんもう一度お願いできますでしょうか。ありがとうございます。
1:28:56	35条は、
1:28:59	弁からフィルターまでの系統として、
1:29:06	要求を満たす。
1:29:08	設計であるというのが今説明があったってことですか。
1:29:14	はい原科研処理場のヨコボリですはい、おっしゃる通りです。
1:29:18	こういう違いがある。
1:29:31	規制庁井藤です。ひとまず今のご説明はわかりました。
1:30:33	はい。三瓶についてのご説明は以下のところで、
1:30:39	ということで、次は、
1:30:42	第6点をお願いします。
1:30:51	はい。原科研処理場のキタハラですけども。それでは続きまして、第6点、通信設備の設置について説明をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:04	まず概要でございますけれども、対象とする設備についてはですね、基本的に建屋の中の通信連絡設備あと屋外の施設のですね通信連絡設備というところですね、こちら下線で記載させていただいている施設がですね、該当するところとなっております。
1:31:26	はい。こちらですね、元処理場のですね全体的な図面の方になるんですけども、この中でですね赤い矢印で示しているところが各建屋のですね、事故現場指揮所。
1:31:39	ございまして、あと屋外の方にですね保管廃棄施設というところでまず処理場地区のところではですねこちらの
1:31:49	この黒いところがですね排水管理棟と呼ばれるところございまして、こちらにですね、工程電話の方、設置しているところとなっております。あともう一つですね、現象科学研究所の蒔田地区と呼ばれるところで、
1:32:03	ございまして、ここにですね張保管は異議施設とか廃棄物保管担当のですね、ところとですね、通信連絡するためです。ですね、設備というところで全般それぞれ
1:32:14	電話とかですね設置しているとあとこちらにですね入口の近くのところにですね、フェンスの外になるんですけども器材事呼ばれる管理棟です

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>ね、こちらがございましてこの中にもですね固定電話の方設置させていただいているところがございます。</p>
1:32:31	<p>もしですね喜多地区で事故がですね発生した場合はですね、ちやおう。 我々が全部事故現場指揮所と、</p>
1:32:42	<p>あとですねこちらの喜多地区の間でですね、楨の通信連絡というところについては携帯電話または固定電話によって指示や連絡の方を行うというところに対応の方を行う予定となった後行うところがございます。</p>
1:32:59	<p>はい。設計条件でございますけれども、異常が発生した場合においてというところでですね、放射性廃棄物処理場のですね、事故現場指揮所、あとですね原科研にあります安全管理棟の方での現地対策本部これらの間で、相互に連絡ができるようにですね、</p>
1:33:16	<p>多様性を確保した施設間の通信連絡設備を設けると。</p>
1:33:21	<p>いうところで、現地対策本部のですね、通信連絡設備についてはですね、この平成 29 年度ですかね、この設工認申請書の方でですね、申請した通信連絡設備を共用する設備であるというところで記載してございます。</p>
1:33:35	<p>次にですね、異常が発生した場合においていうところで、今度ですね放射性廃棄物処理場の関係箇所に対してですね、必要な指示ができるよ</p>

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	うにですね電話ページング設備等ですね、処理場内ですね、通信連絡設備を設けることという、
1:33:50	ということで条件の方を定めております。
1:33:56	というところでこちらがですね、設計仕様というところでまず施設間の通信連絡設備というところですね、こちらの各建屋ですね、会議室なりがですね、事故現場指揮所になるんですけども、こちらの方ですね、それぞれ固定電話と、携帯電話の方ですね、
1:34:14	設置しているところでございます。
1:34:17	じゃない。
1:34:18	こちらですね、1例というところですね、第2廃棄物処理棟のですね、こちら会議室がですね、こちらにございまして、この頃にですねそれぞれスピーカー、
1:34:31	事故現場指揮所の図ですね、スピーカー一体型のページング設備ですとかあとは固定電話がですね、間に2台とハード1台携帯電話を設置しているというのが、リーシング反比例携帯電話設置しているというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:47	はい。次がですね、処理場内の通信連絡設備でございます、こちらはですね、それぞれ
1:34:54	通信連絡設備、代表的なこととしましてはこちらに記載してございますページング設備ですね、それぞれスピーカー一体型とかヒーター方とか、そういったこと地型式のものがございまして、それぞれこれをページング設備を使ってですね、周長の
1:35:09	仲野ですね、通信連絡の方を行うというところでございます。またえーっとですね鴫田地区とかですねそういったところ事故現場指揮所とのですね距離が離れているところについてはですね、
1:35:21	携帯電話とかですねあと長距離のですね、トランシーバーというものをですね、使用するというところでですね、そういった機器を使ってですね、連通信連絡の方を行うというところでございます。
1:35:36	こちらの台数についてはですね、こちらの表にですね、示しているところでございます。
1:35:48	次に表の6ポツ3というところですね、こちらにですね、それぞれの各施設のですね、現場のところですね、設置してございますですねページング設備の台数についてですね、詳細にまとめているところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:05	<p>この中で処理場地区のですね、屋外施設のこれらの排水貯留ポンドとか          ですねあと保管廃棄施設、ポツLのところについてはですね、以前の過          去の設工認の園さんですねさんの方ですね、</p>
1:36:19	<p>すでに認可済みの設設備でございまして、こちらについてはですね処理          場地区にあります他の保管廃棄施設M1M2、あと特定廃棄物保管廃棄施          設と、</p>
1:36:29	<p>それぞれ共用するものであるというところですね、これはすでに認可を          受けているところでございます。</p>
1:36:39	<p>で、こちらですね、先ほどの下、</p>
1:36:42	<p>所と同様にですね、減容処理棟の会議室のところの図面とあと一部すせ          施設の中のですね、系統、ページング設備のですね配置図の方、示して          いるところでございます。</p>
1:36:59	<p>第6編に関する技術基準規則への適合性というところについてはです          ね、該当する条項として第42条が該当するところと、でございます。</p>
1:37:12	<p>こちらが第42条ですけれども、通信連絡設備等というところでは          ね、この第1項のところでは工場等には設計基準事故が発生した場合に          おいてその人に対して必要な指示ができる通信連絡設備が設けられてい          なければならないと。</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:29	<p>いうところですね、こちらはその通り記載ですけど適合するためにですね関係箇所に必要な指示ができるように、通信連絡設備を設けると、またというところで事故現場指揮所にはですね、減少化研究所内の現地対策本部と、</p>
1:37:44	<p>相互に連絡するための通信連絡設備の方を設けてございます。</p>
1:37:49	<p>あとですね、なおというところで通信連絡設備については減少施設保安規定または下部規定においてですね、定める手順に従いまして同等以上の性能を有するものと、</p>
1:38:01	<p>交換できるものとするというところでですね下部規定の方にそれぞれ定め、</p>
1:38:06	<p>定めることとしたいと思います。</p>
1:38:13	<p>減少設置変更許可申請、申請書の整合性というところですね。こちらもですね、左に記載してございます減少設置変更許可申請書の記載に対してですね、今回設工認申請書の方でそれぞれ、設計条件と設計仕様の方ですね、それぞれ記載させていただいているところがございます。</p>
1:38:36	<p>はい。使用前事業者検査の項目でございます。まず第1号がですね、こちら構造等検査でございまして、こちらではですねいんす検査ですね。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:47	先ほどの表でお示した通信連絡設備の数量とですね、各施設の配置ですね、こちらを目視において確認するということでこちらも判定としましてはですね所定の数量と、
1:38:59	を満たしていることに加えて所定の位置に、図面通りに配置されているというところを確認するという検査でございます。
1:39:06	続いて第2号がですね、機能と検査で、こちらも性能検査でありますけれども、それぞれ事故現場指揮所の固定電話と携帯電話でですね、現地対策本部ですね原科研の安全管理等の現地対策本部と通話できることを1回確認すると。
1:39:24	いうところでございます。第3号の検査については全般適合性確認検査と秘密マネジメントシステム検査については同様でございます。こちらは施設間の通信連絡設備でございまして、
1:39:36	次がですね、処理場内ですね、通信連絡設備になります。こちらも同様ですね、まず因数検査ということでこちらですね、それぞれ数量と、あとは配置をですね、目視により確認するという検査が一つと。
1:39:50	次のですね、第2号検査の性能検査についてはですね、それぞれ各市、通信連絡設備でですね発はできるというところをですね、それぞれ確認すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:01	いうところですね、検査の方を行うところでございます。
1:40:06	以上簡単ではございますが、第6編の説明は以上となります。
1:40:11	はい、橋場ですありがとうございます。規制庁側から質問をお願いします。
1:40:18	院長嶋村です。
1:40:21	47ページの、
1:40:29	4748ページのところに技術基準への適合性の説明。
1:40:35	あるんですけど、今回42条の第1項のみ対象ということで、
1:40:41	この第2項の方はすでに認可済みであるということなんですけれども、
1:40:51	うん。
1:40:57	処理場の場合は第1項、
1:41:05	今回第1項の対象ってことで、この各施設から
1:41:13	現事故現場指揮上、
1:41:18	への連絡とそれから、事故現場指揮所から、現地対策本部への連絡ということで
1:41:29	二つが
1:41:32	第1項、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:35	該当するという。
1:41:38	整理でよろしいでしょうか。
1:41:43	はい原科研処理場ヨコボリですおっしゃる通りでして、第1項と処理場としては現場事故現場と事故現場指揮所間、
1:41:54	それから、事故現場指揮所から現地対策本部への通信連絡設備のうち、
1:41:59	処理場側の事故現場指揮所に設けるものをこちらが1項として対象外等としております。
1:42:22	そうすると、AとA、
1:42:27	Bのスケジュール。
1:43:12	第2項のす。
1:43:19	うん。
1:43:21	以降についてはすでに認可済みということなんですけど、
1:43:31	やっぱりこの通信連絡設備っていうのはありますか、原科研。
1:43:40	共有図、原科研の施設全部の共有の設備っていう。
1:43:47	現地対策本部の施設はそう、そういう。
1:43:51	原科研全体に、
1:43:53	ここで共有し、する設備ってことになるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:00	はい原科研処理場の横堀です。江藤現地対策本部についてはおっしゃる通りでしてこちらにつきましては、資料の 38 ページの
1:44:09	申請書の設計条件のところにも記載をさせていただいたんですけども、現地対策本部の通信連絡設備につきましては、一番最初ですね N S R R、
1:44:21	の設工認で申請しているもの、認可をいただいているものを共用する設備ということで、我々施設側としては対象外というふうな整理をしております。
1:44:57	はいどうぞ。
1:45:10	どうぞ、今日、勉強する。
1:45:41	えっと、
1:46:47	これ。
1:48:09	規制庁四宮です
1:48:21	うん。
1:48:22	うん。
1:48:24	うん。ちょっとここで聞くのがいいかどうかわかんないですけど、
1:48:29	処理場、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:48:32	は
1:48:37	うん。
1:48:41	二つ目これおかしいね。
1:48:44	そうです。
1:48:46	うん。
1:49:18	吉山さんちよつとここで、
1:49:20	そういうのがいいからほかの人、
1:49:23	処理場の場合例えば、耐震性とかいう場合に A と B クラス C クラス、 B クラスは、セルの関係で、
1:49:36	C クラスはそれ以外と、あとノンクラスっていうものがあるんですけども、
1:49:43	ウェイトをんし、その耐震クラスがあるものとノンクラスものものとして る何かその辺の分け方っていうんすかね。何か考え方っていうのは 何か、
1:49:56	どういうふうに考えられて、
1:49:59	ますか。
1:50:26	処理場ヨコボリですけどちよつとお待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:38	今ひとつちょっと。
1:51:18	原科研処理場ヨコボリですけどもすいませんお待たせしてしまいまして 申し訳ありません。耐震Cクラス、こちらは安全機能を上ですね、閉じ 込めの機能を確保するような、
1:51:30	安全機能を有する施設であったり設備そういった部分は、
1:51:35	評価をしてBクラスまたはCクラスということで設定をしております て、
1:51:42	こういった通信連絡設備みたいなものにつきましては、
1:51:47	建屋内にあるものは建屋、
1:51:51	での耐震クラスで設定した設計建屋内に設置してそれで守られていると いうこともありまして、
1:51:58	一般施設側というんですかね、普通の教室がある建屋に、事故現場指揮 所があるような施設、そういったところの通信連絡設備というのはノン クラスには、
1:52:10	なります。基本的にその閉じ込め機能を直接関係するような有するよう なものについては耐震
1:52:18	のクラスを設けていてそれ以外はノンクラス。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:24	という分け方をしております一部津波の防波壁なんかまた別ですけども、
1:52:29	そういった考え方で一応整理はかけております。
1:54:45	6分ぐらいへ行っとりますか。うん。
1:54:55	あと辺について何か質問ございますでしょうか。
1:54:59	生産量ですけれども、先ほどの大二瓶も同じような質問してますが、
1:55:10	工事の方法ということで機能の確認説明されて、していただけてますけれども、こちらも運転段階では、どういう革命を、
1:55:20	していくのかというのを教えていただけますでしょうか。
1:55:27	はい。玄笥処理場のヨコボリですこちらも同様になりまして、
1:55:33	定期事業者検査の項目に定めまして毎年点検をして維持をしていく検査をして移譲していくということになります。
1:55:44	はい土岐池辺さんありがとうございます。
1:55:47	ちなみに定期事業者検査に定める定める項目っていうのは、項目というか設備ですかね設備っていうのは、
1:55:58	この設工認をとっているとっていないチームで申し訳なりはあるんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:05	1 設置のものも対象になっているのか。
1:56:08	ってという意味で教えていただけますか。
1:56:34	はい原科研処理場ヨコボリです。
1:56:38	基本的にはですね、認可を受けて使用前検査なり今ある種事業者検査なりを受けた検査、
1:56:47	については、
1:56:50	定時検の中で毎年、
1:56:53	検査をして維持をしていくと、あと、
1:56:57	協定、自主点検みたいなもので確認を行っているようなものもありますけれども、基本的には、
1:57:06	指示権等を使用前検査、過去で言えば使用前検査そういったものを受けたものについては、その維持をしていくということで手続きの対象として、
1:57:16	毎年検査をやっていると、またこれから入るものについてはこれからやっていくという形になっております。
1:57:24	市長の伊東です。どうもありがとうございますわかりました。
1:57:39	他にいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:53	環境条件ですか。
1:57:57	お願いします。
1:58:08	系統の菅井ですけれども、第 21 条の 3 項の安全設備に関する
1:58:18	環境条件下で議論発揮するということですが、そこはバツにして ますけれども、その考え方を少し詳しくお願いいたします。
1:59:04	はい原科研処理場の横堀です。
1:59:07	こちらについてはまず大前提として
1:59:11	21 条安全設備というのは処理場にはございませんので、
1:59:16	環境条件、事故に至るまでの間という観点におきましても、
1:59:23	基本的にその間です通信連絡設備としては、特段
1:59:30	使用は可能な状況をそこに特段影響を受けるものではないというふうに 考えておまして、そういった観点からこちらは該当なしに整理をかけ ております。
1:59:50	木戸シブヤですけれども、いろんな状況で想定される圧力とか運動とか慣 習とか、そういうものを考えても通信設備に影響が出るようなことは、
2:00:03	想定されないという、そういうご説明でしょうか。
2:00:08	そう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:13	はい。その通りです。逆もしかり当然この通信連絡設備側から何らか処理設備側に影響を与えることもないということで、
2:00:23	そういった観点から該当なしというふうに整理しております。
2:01:17	はい。
2:01:18	学生東芝です。安全設備の条文上の定義はおっしゃる通りなんですけれども、
2:01:25	安全設備がないから、確認をしておらないから、とかの環境条件、もう考慮しない、いしまうと、逆に言うと、
2:01:36	そういう処理場の方に環境条件を
2:01:41	なんすか。
2:01:42	も考慮しなきゃいけない設備は1個もありませんというふうにも、何かとれますけれどもそういう意味で、
2:01:50	おっしゃってるんでしょうか。
2:01:56	耐え原科研処理場のヨコボリです
2:01:59	鶏舎処理場としてというか事業者としてもそうですけども、そういった姿勢をとっているわけではございませんけれども、情報安全設備としては実際処理場はないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:10	許可の中では安全施設として設けているものがございます。そういったものとしてこの通信連絡設備も設けておりますのでしっかりと維持はしていくわけですが、
2:02:22	特にその想定事項に至るまでの環境条件ですかねそういった環境、
2:02:29	条件を考慮してもですそこに影響を与える、今回の通信連絡設備自体が影響を与えるまた影響を受けるようなそういったことはないというふうに考えているため、
2:02:40	こちらは該当なしというふうに整理をさせていただいております。
2:02:44	はい、ありがとうございます。
2:02:55	朝とこちらで話し合いますちょっと捲ってください。
2:05:32	規制庁金子です。各部も含めてJ Aの認識を確認したいんですけど、ちょっと我々の認識も確認したいんですけどまずはJ Aの考え方を聞きたいんですけど。
2:05:45	技術基準で言ってる。
2:05:48	安全設備、
2:05:52	許可基準に得るきている安全施設、それぞれは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:58	同じものと考えているのか、違うと考えているか、それぞれをちょっとまず教えて、行政官。
2:06:12	あ、はい。原科研処理場の横堀です。江藤安全施設等安全設備は違うものとして考えております。
2:06:24	そうすると、過去、N-SにしろSTACYにしろですね、JA営農を、すべての設工認の審査においてはそのような考えだったという理解でいいですか。
2:06:39	だからちょっと半角ぶーもちょっと出てきて欲しいんですけど。
2:07:42	感覚本部wayオオウチです。その点につきましてはちょっと今、即答で聞いかねますのでちょっと確認させていただきたいと思います。
2:07:53	はい、わかりました。刀禰許可基準の安全施設に関する要求事項を受けると技術基準があるはずなんです許可整合という観点でね。
2:08:07	ということなんで許可基準等、技術基準の整合という観点から安全施設と安全設備っていうのをどういうふうにとらえて、これまで申請、我々審査ですけどしてきたかっていうのをちょっと確認して欲しいんです。
2:08:29	嫌なので須藤は無理だと思いますので、次回ヒアリングの時までに、ちょっと整理をしていただけないでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:08:41	作って J A 東京事務所がオオウチです。承知いたしました。はい、お願いします。
2:09:14	第 6 については他に何かあります。でなければちょっと今日だけ。
2:09:23	すいません。生徒の移動ですけれども、
2:09:25	これも確認しておいてくださいということなのですが、
2:09:31	第 6 件の適合性の説明の中では先ほどもこの資料の中でも、
2:09:37	第 2 項は、処理場としては対象じゃないっていう説明をされていますと。
2:09:45	今日別表 2 の内容を見ると、もう第 2 項マルがついているんですね。
2:09:51	注釈で N - S の方で変更に沿って言う説明ではあるんですが、
2:09:56	そうであれば 0 ヘルシア 0 ではないとっていて、
2:10:01	今みたいな視点で見ていくと、
2:10:05	別表 2 の印の付け方がその 9 の申請の各編を添付についでいる適合性の説明の考え方と若干ずれているものがあるんじゃないかと思っていて、
2:10:18	そこはちゃんと麻生がないように、確認いただけますでしょうか。
2:10:25	はい。原科研処理場の横堀です。承知いたしましたちょっとすべてもう一度確認はさせていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:34	はいっすよろしくお願ひします。
2:10:38	それでは、規制庁シブヤですけども、本日 2 時半までという予定でしたので、次の辺に入ると辛く投下するものですから、ここまでにさせていだきたいんですけども、ご確認いただく点として、
2:10:53	もうちょっとしていただきたいと思ひます。
2:10:58	彼らから宿題。はい。川中岩内で向こうに。はい。多分私の認識は理解宿題が五つほどあったと思ひますけれども、
2:11:10	ちよつとこちらから、
2:11:13	宿題と思われる内容をちよつと挙げていただけますでしょうか。
2:11:28	はい処理場の横堀です。江藤。まず 1 点目はですね、最初の議題で話をされ、しました。
2:11:36	我々の品品質マネジメント等に係るプロセスのところでの、該当項目ですね、こちらについての回答、それから、
2:11:45	許可書等、それから整理表上の読みかえのところでは排気設備と換気設備費の違いがどういふものかというところ。
2:11:57	それから、
2:11:59	技術基準への適合性の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:01	ところを適合性の説明の中で、
2:12:04	技術基準とのちょっとオウム返しになっているところ、これは全体的に見直して必要な補足を審査会合資料上まず、追記をするという、
2:12:16	いうところをですね、あとは、
2:12:21	今、ございました。整理表の
2:12:25	0 関連のつけ方ですね。そういったところの再度確認をする。最後に、
2:12:32	安全施設と安全設備、許可の整合性という観点も含めてこれまでの機構としての考え方の、
2:12:40	確認をして回答するといったところかと思っております。ありがとうございます。あとですね、最後の方で何か答えてって、何か言いましたっけ。
2:12:55	あとすみませんカネコです。ちょっとお願いしておきながら、そこんとその排気設備と関係設備の違い。
2:13:06	あ、そう読みかえの考え方だけを、今は入ってました。
2:13:11	あとですね工場と荒井が並行して進んでますけども、それ以上先にちょっと進んでますので、それ方の方を、日本という感じで大洗進めようと思ってますけどももし大洗の方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:24	少し考え方が違うとか 20 まで多いという指摘もありましたけども、施設特有の状況とかあるようでしたら早めにご連絡をください。あと島福田お願いしました梶野西田、
2:13:37	基金について 0104 から分でした。
2:13:41	結果ですねそれをこちらも拝見したのでお聞きください。あとは、Q A の
2:13:51	実際の会議の書類を見せていただきましたけども、1 回目の審査会合でちょっとご説明いただく場合があるかと思imasuので、マスキングをして、活動していただき、順次をよろしくお願いたします。
2:14:05	あと何かありましたでしょうか。
2:14:08	江藤イトウ先生のイトウですけれども、
2:14:11	処理場と管理施設で、二重丸の考え方が合っているかどうかというのを突き合わせをして、整理して、教えてくださいっていうのはあったと思うねそれをよろしくお願します。
2:14:26	そうですね。
2:14:30	買い出しは 30 万人が勝手にわかったほうがいい。
2:14:34	その前に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:38	規制庁金子です今のイトウから言っていたお笑いと処理場でのその二重丸のつけ方の考え方はですね、ネガチェックで構わないので、できれば月曜日、早い段階で、そんなに違いがないかどうかぐらいは教えて欲しいんですけど。
2:14:57	ここは何かというと、もし
2:15:00	二重丸のつけ方が下は考え方が違うとなると、
2:15:05	そのうちのいくつかは
2:15:08	申請不要ではなくて申請すべきなんではないだろうかなんて話を、第1回目の審査会合Dするし、可能性が出てくるんです。
2:15:19	ですので、それはちょっと30日の会合の前まで2、上の方と相談する。
2:15:27	これはあるかもしれないので、まずはその前提条件として、処理場管理施設の二重丸及び凡例の付け方ですね、大きく変わらないということなので、その管理施設でニジュウマルが、
2:15:41	処理場に比べて多くなっているのは、そんなに変じゃないってことをちょっと月曜日の早い段階で感触だけでも掴みたいので、
2:15:52	ちょっとお願いできませんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:02	はい原科研処理場ヨコボリです大原委員の大瀬様の確認考え方の確認につきましては、承知いたしました。月曜日の早い段階ということで、
2:16:15	ちょっと確認をする、進めたいと思いますこちらの、
2:16:21	回答は処理場から回答するということでしょうか。はい。処理場からで構いません。繰り返しなりますけど、緻密に全部ということではなくて、サンプル的にとっていただいて、
2:16:35	大きな違いがないと、ということで下大洗管理施設の二重マルが多い大洗はそんなに多いと思ってないという回答でしたけど、
2:16:45	処理場としても大洗の
2:16:49	二重丸の大きさをさをですねちょっと見ていただいて、そんなに違和感がないということぐらいをちょっと確認していただけると、助かるんですけども。
2:16:59	はい。原科研処理場ヨコボリつ承知いたしました。早速ちょっと大洗の方と情報共有させていただきまして、
2:17:07	その確認をさせていただいて月曜日の早い段階で
2:17:12	感触というかそちらを回答させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:15	はい、わかりました。すみません終わりの施設、何もその大洗を疑っているわけではなくてですね、処理場のやり方は詳しく聞いているので、まだそこは我々把握していると。俺のやり方まだ詳しく聞いていないので、
2:17:31	詳しく聞いている処理場のやり方に合ってるかどうかというのを確認したいということですのでくれぐれも大原やり方が変じゃないと思っっているわけではないということ、これは付け加えますので、
2:17:42	失礼なことを言ってるつもりはないのでそこは心配しないでください。よろしくをお願いします。
2:17:50	大洗管理施設庄子です。はい。その辺は、原科研とですね、確認させていただきます。
2:17:57	よろしくをお願いします。はい。お願いします。
2:18:01	はい、ではこれで本日のヒアリングを終了いたします。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。